

化学物質による被害（香害）と環境汚染対策について （化学物質に関する市民啓発について）

1 ポリオキシエチレンアルキルエーテル（A E）について

（1）有害性

藻類やミジンコなど一部の水生生物に対する毒性が認められているが、動物実験の結果等から、現時点で人の健康へ悪影響を及ぼすことはないと判断されている。

（2）水環境に関する法の規制

ア 基準

環境基本法や水質汚濁防止法において、環境基準や排水基準は、定められていない。

イ 化学物質排出把握管理促進法（P R T R制度）

一部の水生生物への毒性が認められることから、A Eは第一種指定化学物質に指定されており、一定以上取り扱う事業者は市に届出が必要である。

○本市におけるA EのP R T R届出状況（平成30年度分）

- ・届出事業者数：6事業者
- ・排出量（公共用水域）：350kg／年
- ・移動量（下水道）：240kg／年
- ・移動量（廃棄物）：1,720kg／年

2 化学物質に係る本市の取組

（1）環境モニタリング

- ・環境局が、大気、水質、土壌環境における化学物質のモニタリングを行っている。
- ・上下水道局が、遠賀川や紫川などの水源において、界面活性剤の測定を行っている。平成30年度は、全ての調査地点で界面活性剤は検出されなかった。

（2）P R T R制度に係るデータの公表

市内の対象事業所からの届出の受付を行い、毎年3月頃、前年度の排出量及び移動量の集計結果を、福岡県、福岡市と同時にホームページで公表している。

（3）市民啓発

保健福祉局保健環境研究所が、「私たちの身の周りの化学物質」と題して、化学物質と生活との関わりについての出前講演を行っている。

3 今後の取組み

今後も、現在行っているP R T Rデータの公表と併せて、化学物質管理や環境リスクについてホームページで公開するなど、よりわかりやすい広報に努めていく。